船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金交付要綱 (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における電気料の高騰の影響を受けている街路 灯の維持管理を行う商店街等の団体(以下「団体」という。)に対して、助成 金を交付することにより、団体の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成金交付の対象団体)

第2条 船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金(以下「助成金」という。) の交付を受けることができる団体は、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維 持管理費補助金交付規則(昭和53年規則第26号。以下「規則」という。) 第2条に規定する団体とする。

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、令和3年度各月と比較した令和4年度各月の街路灯に 係る電気料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の増額相当額とする。 (交付申請)
- 第4条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。) は、船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金交付申請書(第1号様式)(以下「第1号様式」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 電気料の領収書その他の電気料の支払が確認できる書類
 - (2) その他市長が必要があると認める書類 (交付決定の通知)
- 第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、その旨を、船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第6条 偽りその他不正の手段により助成金の交付をする旨の決定を受け、又は助成金の交付を受けた団体があるときは、市長は、助成金の交付をする旨の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係帳簿の整備等)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の交付申請に係る帳簿及び証拠 書類等を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類等を交付決定を受けた日の属す る年度の終了後10年間保管しなければならない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

第1号様式

船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名 代表者名 所在地

下記のとおり、船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

助成金交付申請額

円

第2号様式

船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金交付決定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市商店街街路灯電気料高騰対策助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成金交付決定額

円